

新潟市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7年 7月 8日

新潟市長

中原ハ一

新潟市条例第 36 号

新潟市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
新潟市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成8年新潟市条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表第2 山谷北・善道地区地区計画区域の項ア欄1（3）及び（4）を次のように改める。

（3） ボーリング場、スケート場、ゴルフ練習場及びバッティング練習場

（4） 法別表第2（に）項第5号及び第6号に掲げるもの

別表第2 山谷北・善道地区地区計画区域の項ア欄1に次のように加える。

（5） 法別表第2（ほ）項第2号（マージャン屋、ぱちんこ屋及び射的場を除く。）

に掲げるもの

別表第2 山谷北・善道地区地区計画区域の項ア欄2（3）及び（4）を次のように改める。

（3） ボーリング場、スケート場、ゴルフ練習場及びバッティング練習場

（4） 法別表第2（に）項第5号及び第6号に掲げるもの

別表第2 山谷北・善道地区地区計画区域の項ア欄2に次のように加える。

（5） 法別表第2（ほ）項第2号に掲げるもの

別表第2 山谷北・善道地区地区計画区域の項カ欄中「道路に面する」及び「高さ1.5メートル以下の」を削り、同項キ欄中「0.5メートル」を「1.5メートル」に改める。

別表第2 舟戸地区地区計画区域の項エ欄中「舟戸B-1地区内」を「舟戸B-1地区内」にあっては道路境界線からは1メートル」に、「あつては、」を「あつては」に改め、同

項キ欄本文を次のように改める。

舟戸B－1地区内にあっては0.5メートル以下、舟戸B－2地区内にあっては1.5メートル以下。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。